

町内会・自治会長 様

盛岡市市民部市民協働推進課長 佐藤 篤  
玉山総合事務所総務課長 佐々木 一 哉

**新型コロナウイルス感染症に対する町内会・自治会行事等の対応について**  
(お知らせ)

日頃、市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市主催のイベント等につきましては、原則として自粛しておりますが、町内会・自治会行事等の対応におかれましては、次の「盛岡市主催のイベント等の取扱について」を参考に、感染予防について適切に対応していただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、町内会・自治会の総会を書面で行う場合等の参考資料として、別紙のとおり「書面表決書作成例」等を添付いたしますので、必要に応じて御活用ください。

**○盛岡市主催のイベント等の取扱について**

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| <b>1 時期</b>                    | 令和2年2月27日(木)から令和2年3月31日(火)まで  |
| <b>2 取扱</b>                    | <u>イベント等は原則として自粛</u>  |
| <b>3 イベント等の中止・延期、規模縮小の判断基準</b> | (1) 不特定多数の来場・参加が見込まれるもの<br>(2) 高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患等の持病がある人、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤、妊婦等、重症化しやすい人の参加が見込まれるもの<br>(3) 接触機会が多い、または気密性の高い会場で開催するもの<br>(4) 閉鎖された屋内で開催されるもの<br>(5) 対面で行うもの<br>(6) 立食パーティや多人数の会食など食事を伴うもの |
| <b>4 開催する場合の感染予防策</b>          | やむを得ずイベント等を実施する場合、可能な範囲で対応するものとする。<br>・手洗い ・マスクの着用 ・換気 ・手指消毒(アルコール消毒液を設置)<br>・咳エチケット ・座席の間隔の確保 ・感染予防のアナウンス など   |